

# 江田島市再犯防止推進計画

令和4年2月

江 田 島 市

## はじめに

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、再犯の防止等に関する施策を推進する責務が国だけでなく、地方自治体にもあることが明記され、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。

そこでこのたび、「江田島市再犯防止推進計画」を策定し、本市の施策や取組の方向性を明らかにしました。

犯罪を未然に防ぐことは、安全に安心して暮らすことができる社会の実現には不可欠です。また、罪を犯した人の中には、高齢、障害等様々な困難や課題を抱えている人がいます。そのような人が再び罪を犯すことのないよう共に支え合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現につなげてまいりたいと考えています。

市民の皆様には、生きづらさを抱える様々な人たちが孤立することなく、市民一人ひとりが互いを大切にし、違いを認め合い、人権や多様性を尊重する意識が定着した安全で安心して暮らすことができるまちづくりのため、変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました江田島市再犯防止推進計画等意見交換会の皆様をはじめ、御協力をいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

令和4年2月

江田島市長 あきおか 明岳 しゅうさく 周作

<目 次>

第1章 計画の策定に当たって

1	計画策定の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
4	計画の策定方法	1
5	再犯防止施策の対象者	2

第2章 犯罪情勢等について

1	全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率	3
2	全国の新受刑者中の再入者数及び再入者率	4
3	江田島市における刑法犯認知（発生地主義）状況	4

第3章 本計画の基本方針

5

第4章 市の取組事項

1	基本方針1 広報・啓発活動の推進	5
2	基本方針2 関係団体との連携強化及びサービスの確実な提供	6
3	基本方針3 就労・住居を確保するための取組の推進	8

第5章 「江田島市再犯防止推進計画等意見交換会」の設置等

10

資 料

1	江田島市再犯防止推進計画等意見交換会設置要綱	11
2	用語解説	13

## 第1章 計画の策定に当たって

### 1 計画策定の目的

近年、全国で刑法犯により検挙された人員に占める再犯者の割合が約5割となり、再犯を防止することが重要な課題となっています。

社会生活上困難な事情を抱える刑務所出所者等の再犯防止対策として、就労の促進や出所後直ちに福祉サービスを受けられるよう支援体制の整備が行われています。刑務所出所者等が円滑に社会の一員として復帰できるように帰住先や就労先を確保することや、高齢、障害等の特定の問題を克服するための支援をすることにより、罪のない人が犯罪による被害を受けることを防ぎ、安全・安心に暮らすことができる社会の実現につながります。

平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「法」という。）が施行され、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を負うとともに、法務省が策定した再犯防止推進計画を勘案した地方再犯防止推進計画の策定に努めるよう規定されました。

「江田島市再犯防止推進計画」は、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪をした者等（法第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）が再び罪を犯すことがなく円滑に社会の一員として復帰・再出発できるよう、本市が取り組む施策の方向性を明らかにするために策定します。

### 2 計画の位置付け

本計画は、法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として策定するものです。

### 3 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までとします。また、令和6年度の地域福祉計画の改定時に、本計画を組み込んだ地域福祉計画とします。

### 4 計画の策定方法

本計画の策定に当たり、再犯防止施策に関係する方の意見を求めるため「江田島市再犯防止推進計画等意見交換会」を設置し、本計画の内容を検討しました。また、多くの市民の意見を反映した計画にするため、パブリックコメントを実施しました。

#### (1) 「江田島市再犯防止推進計画等意見交換会」の開催

令和3年11月5日 江田島市再犯防止推進計画等意見交換会

#### (2) パブリックコメントの実施

令和3年12月15日から令和4年1月14日の間、市ホームページ等でパブリックコメントを実施しました。

## 5 再犯防止施策の対象者

本計画で定める再犯防止施策は、犯罪をした者等を対象とします。

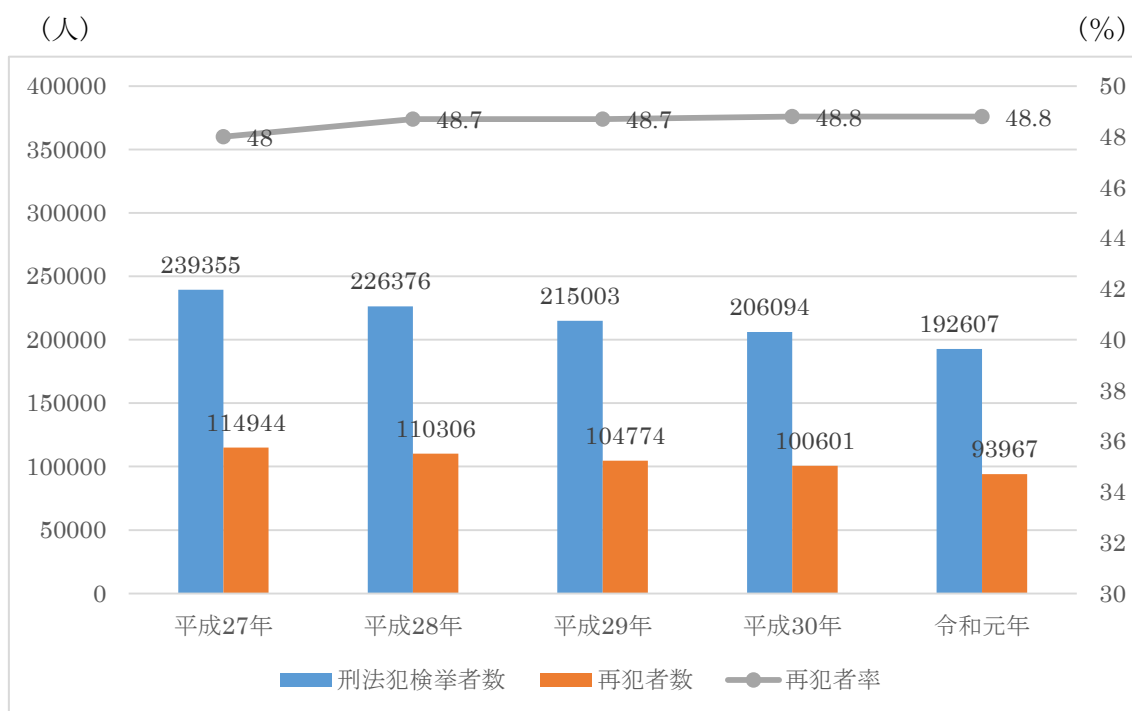
なお、犯罪をした者等とは、法第2条第1項に定める者で、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者を指します。

## 第2章 犯罪情勢等について

### 1 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

(単位：人，%)

年次	刑法犯検挙者数	再犯者数	
		再犯者数	再犯者率
平成27年	239,355	114,944	48.0
平成28年	226,376	110,306	48.7
平成29年	215,003	104,774	48.7
平成30年	206,094	100,601	48.8
令和元年	192,607	93,967	48.8



※ 警察庁・犯罪統計による。

※ 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

※ 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

～令和2年版再犯防止推進白書より～

## 2 全国の新受刑者中の再入者数及び再入者率

(単位：人，%)

年次	新受刑者数	再入者数	
		再入者数	再入者率
平成27年	21,539	12,804	59.4
平成28年	20,467	12,179	59.5
平成29年	19,336	11,476	59.4
平成30年	18,272	10,902	59.7
令和元年	17,464	10,187	58.3

※ 法務省・矯正統計年報による。

※ 「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者などをいう。

※ 「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。

※ 「再入者率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。

～令和2年版再犯防止推進白書より～

## 3 江田島市における刑法犯認知（発生地主義）状況

広島県における刑法犯の認知件数は年々減少していますが、江田島市における刑法犯の認知件数は100件未満で推移しています。

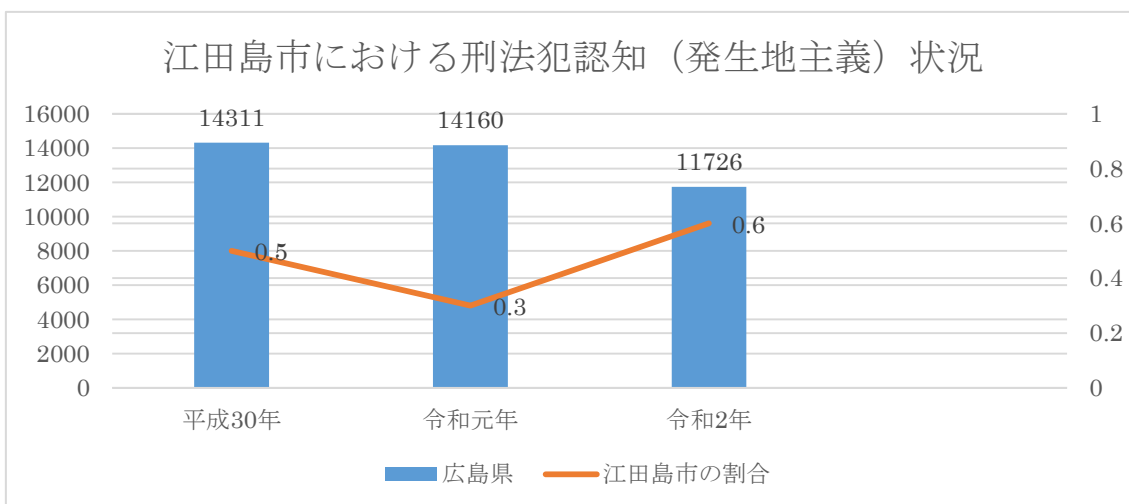
(単位：件，%)

	平成30年	令和元年	令和2年
広島県の認知件数（総数）	14,311	14,160	11,726
うち江田島市の認知件数	68	47	69
江田島市の割合	0.5	0.3	0.6

※ 「認知件数」は、警察において発生を認知した事件の数をいう。

(件)

(%)



～広島県警察ホームページより作成～

### 第3章 本計画の基本方針

国の再犯防止推進計画や広島県再犯防止推進計画等を勘案し、次の項目を本計画の基本方針とし、関係機関等と連携を図りながら取り組んでいきます。

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 関係団体との連携強化及びサービスの確実な提供
- 3 就労・住居を確保するための取組の推進

### 第4章 市の取組事項

#### 1 基本方針1 広報・啓発活動の推進

犯罪をした者等が、就労・住居を確保し自立したように見えても、地域で孤立している人がいます。再犯の防止等に関する施策を推進するためには、地域の人々の理解と協力が不可欠です。

##### (1) 現状認識と課題等

再犯の防止等に関する施策は、市民にとって必ずしも身近でないため、市民の関心と理解が得にくいこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても市民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題があります。

##### (2) 市の取組

###### ア 社会を明るくする運動強調月間等における啓発活動の推進

###### (ア) 「社会を明るくする運動」の共同開催

「安全・安心で住みよい江田島市」の実現のために、市民、警察、行政、各種団体がお互いに協力し、協働することが重要であるとの認識から、「社会を明るくする運動」と「安全・安心まちづくり市民の集い」を共同開催します。

###### (イ) 社会を明るくする運動強調月間

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を含め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間であり、集中的に啓発活動を行います。

###### (ウ) 啓発活動

本市では、更生保護女性会等と連携して、小学生とともに栈橋等で街頭啓発活動を行い、また、認定こども園に出向き、防犯啓発活動を行うなど運動への理解を深めていきます。

また、毎年、市内小・中学生を対象とし「社会を明るくする運動」の作文・標語を募集します。全国表彰や広島県表彰のほか「社会を明るくする運動」江田島市推進委員会委員長表彰等の各種表彰を行い、啓発に努めます。

###### イ 再犯防止啓発月間

法第6条第2項では、7月を「再犯防止啓発月間」としており、「社会を明るく



する運動」に併せ、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。

#### ウ 行政や専門機関等による相談事業の周知等

行政や専門機関等による相談事業等の周知を図ります。また、いつでも誰でも、生活に困っていることなどを気軽に相談できるように、民生委員・児童委員やくらしサポートセンターえたじま等地域で福祉活動に関わっている人の相談体制や各種相談に対する関係機関の連携強化に努めます。

## 2 基本方針2 関係団体との連携強化及びサービスの確実な提供

犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、保護観察所（※1）や江田島地区保護司会等の関係団体と連携を強化するとともに、行政サービスや福祉サービス等を必要としている人に対し、確実にサービスを提供し、息の長い支援を行うことが必要です。

### (1) 関係団体の活動促進等

#### ア 現状認識と課題等

再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司（※2）、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う江田島地区更生保護女性会（※3）、BBS会（※4）等の更生保護ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきました。しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより従前のような民間ボランティアの活動が難しくなっていることなど、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進するに当たっての課題があります。

#### イ 市の取組

##### (ア) 保護司の人材確保等の支援

保護司は、地域の犯罪予防を図るための活動、地域の安全・安心の担い手として多面的な役割が期待されています。江田島地区保護司会や地域と連携しながら機会をとらえ保護司制度の周知を行い、保護司の人材確保及び活動への協力を努めます。

##### (イ) 保護司会等への活動支援

江田島地区更生保護サポートセンター（※5）として、能美市民センターの一室を提供しています。

保護司会、更生保護女性会等が開催する会議への参加等により、関係団体と連携しながら、活動の支援に努めます。

##### (ウ) 薬物乱用防止指導員（※6）との連携による啓発

「社会を明るくする運動」において、薬物乱用防止指導員によるチラシ等の啓発物品の配布を通じ、規制薬物の乱用が犯罪行為であることや身体、精神及

び生活への影響等薬物乱用の恐ろしさを周知します。また、薬物乱用防止指導員による児童や生徒に対する薬物乱用防止に関する教育等を支援します。

(エ) 地域の見守り活動の推進

地域住民や民生委員等の幅広い関係団体・機関と連携し、地域で支援を必要とする人の早期発見や見守りの仕組づくりを進め、的確に支援に結び付けていく取組を推進します。

(2) 保健医療・福祉サービス等の利用

ア 現状認識と課題等

全国で、高齢者（65歳以上の者）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の者が、出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

高齢者、障害者等が必要な福祉サービスにつながらずに、犯罪を繰り返すこともある状況です。このような状況を改善させるため、保健医療・福祉による支援が求められています。

イ 市の取組

(ア) 矯正施設等との連携

自立が困難な矯正施設（※7）出所者等が出所後速やかに福祉サービス等を受けることができるよう、広島県地域生活定着支援センター（※8）、矯正施設、保護観察所が連携し必要な調整（特別調整（※9））を行っています。また、関係機関に対し、本市が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、関係機関との情報共有を図ります。

(イ) 地域における福祉的支援

犯罪をした者等やその家族で福祉に関する支援を必要とする場合は、市の福祉関係窓口のほか、保護司、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携しながら適切に対応します。

(ウ) 地域福祉計画等への対応

高齢者や障害者等、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者への福祉的支援は、地域福祉計画等に反映されています。犯罪をした者等であるか否かにかかわらず提供され得るものであり、犯罪をした高齢者や障害者等に対しても確実に支援につなげることが重要です。そのため、地域福祉計画等の改定に際し、罪を犯した高齢者や障害者等に対する支援を盛り込みます。

(3) 非行の防止と就学支援

ア 現状認識と課題等

我が国の高等学校進学率は、98.5パーセントであり、ほとんどの者が高等学

校に進学する状況にあるものの、その一方で、少年院（※10）入院者の28.9パーセント、入所受刑者の37.4パーセントが、中学校卒業後に高等学校に進学していません。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の36.8パーセント、入所受刑者の24.6パーセントが高等学校を中退しています。このような状況で、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組が十分でないこと、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でないことなどの課題があります。

#### イ 市の取組

##### （ア） 各種相談窓口の周知

非行・犯罪の専門機関である少年鑑別所（※11）の専門性を生かし、非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校でのトラブル等の相談に応じる「広島法務少年支援センター（広島少年鑑別所）（※12）」の周知を図ります。

非行・虐待等の少年に関する相談、不良行為少年・非行少年やその家庭に対する指導・助言等を行う「少年サポートセンター（※13）」の周知を図ります。

##### （イ） 小・中学校における取組

市内各小・中学校における薬物乱用防止に関する教室や情報モラルに関する授業等の実施（技術科、道徳科、特別活動、防犯教室における警察による出前講座等）、小・中学校で連携した生徒指導に関わる情報交換、定期的な教育相談や生活アンケートの実施、生徒指導主事研修の開催等を通じ、児童・生徒の非行の未然防止に努めます。

問題行動等を起こした児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーと本人や保護者との面談、個別指導による学習支援、保護観察所や保護司との緊密な連携・情報共有、必要に応じスクールソーシャルワーカー（※14）を派遣すること等により、本人の立ち直りを支えます。

### 3 基本方針3 就労・住居を確保するための取組の推進

犯罪をした者等が安定した生活を送るためには、就労・住居の確保が必要不可欠です。しかし、犯罪をした人の雇用や入居には拒否感を持たれることが多く、支援が求められています。

#### （1） 就労の確保等

##### ア 現状認識と課題等

刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっています。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。しかしながら、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があるこ

と、犯罪をした者等の中には、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者が少なからず存在することなどの課題があります。

#### イ 市の取組

##### (ア) 生活困窮者自立支援事業（※15）等による支援

生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。

また、公共職業安定所や地域密着の無料職業紹介所等と連携し、就職及び就労の定着を図ります。

##### (イ) 就労継続支援や就労定着支援等による障害者への就労支援

就労継続支援や就労定着支援等による障害者への就労支援を行います。就労機会を提供し、能力等向上のための訓練を行うとともに、就労の継続を図るため、相談、指導、助言等の支援を行います。

##### (ウ) 就労を希望する障害者等に対する相談体制

就労を希望する障害者等が抱える課題に応じ、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所、障害者相談支援事業所等と連携し、就業や生活面での支援を行います。

##### (エ) 協力雇用主（※16）に対する支援

犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や矯正施設出所者等を雇用し、改善更生に協力する民間雇用主、いわゆる協力雇用主についての周知を図ります。

##### (オ) 刑務作業等への支援

受刑者の社会貢献意識の高揚につなげるため、矯正施設等が行う刑務作業製品の販売等への支援を検討します。

#### (2) 住居の確保等

##### ア 現状認識と課題等

刑務所満期出所者のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、これらの者の再犯に至るまでの期間は、帰住先が確保されている者と比較して短くなっていることが明らかとなっています。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であって、再犯防止の上で最も重要であるといっても過言ではありません。更生保護施設（※17）等退所後は地域に生活基盤を確保する必要があるものの、身元保証人の確保が困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかつたりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者が存在することなどの課題があります。

#### イ 市の取組

##### (ア) 公営住宅の受入れ等

公営住宅の募集状況等について、市の広報誌やホームページ等を活用し情報提供を行います。

- (イ) 生活困窮者自立支援事業住居確保給付金（※18）の活用  
生活困窮者自立支援事業住居確保給付金を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。
- (ウ) 住宅確保要配慮者に対する居住支援  
広島県居住支援協議会（※19）が開催する協議等を通じ、特別な事情を有するため民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することが難しい住宅確保要配慮者に対する居住支援について研究を進めます。

## 第5章 「江田島市再犯防止推進計画等意見交換会」の設置等

「江田島市再犯防止推進計画」の策定に当たり、民間団体や地域の人等、幅広い人からの御意見を参考にするため「江田島市再犯防止推進計画等意見交換会」を設置しました。また、計画策定後は、関係機関と連携して、当面する課題や対応の情報共有を図るとともに、今後の再犯防止に関する取組の方向性等を検討します。

## 資料

### 1 江田島市再犯防止推進計画等意見交換会設置要綱

(趣旨)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条第1項の規定に基づく江田島市再犯防止推進計画(以下「推進計画」という。)の策定, 推進及び進行管理について, 関係者の意見を求めるため, 江田島市再犯防止推進計画等意見交換会(以下「意見交換会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 意見交換会は, 推進計画の策定, 推進及び進行管理について意見を述べるものとする。

(参加対象者)

第3条 意見交換会は, 次に掲げる参加対象者のうちから, 市長が依頼する者(以下「構成員」という。)15人以内をもって構成する。

- (1) 再犯防止等に関する知識と経験を有する者
- (2) 江田島市民生委員児童委員協議会に属する者
- (3) 江田島市社会福祉協議会に属する者
- (4) 就労・生活支援関係団体に属する者
- (5) 江田島市自治会に属する者
- (6) 関係行政機関の職員

(構成員)

第4条 構成員は, 意見交換会に出席し, 意見を述べる。

2 構成員の任期は, 市長から意見交換会の出席の依頼を受けた日からその日の属する年度の末日までとし, 構成員に欠員が生じたときの後任者の任期は, 前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 意見交換会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は, 構成員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は, 意見交換会の進行を行う。
- 4 副会長は, 会長を補佐し, 会長に事故があるとき, 又は欠けたときは, 会長に代わり意見交換会の進行を行う。

(意見交換会)

第6条 意見交換会は, 市長が招集する。

- 2 構成員が, 事故その他やむを得ない理由により意見交換会に出席できないときは, 代理人を出席させることができる。
- 3 意見交換会は, 公開とする。

(謝金等)

第7条 構成員が意見交換会に参加したときは、当該構成員に謝金を支給することができる。

2 前条第2項の規定に基づき、代理人が意見交換会に参加したときは、代理人に対して構成員と同額の謝金を支給することができる。

(庶務)

第8条 意見交換会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の開催及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

## 2 用語解説

### 保護観察所（※1）

犯罪や非行をし、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になった者、保護観察付刑執行猶予となった者に対して、保護観察を行う法務省の機関です。更生保護（※20）の第一線の実施機関として、①保護観察、②生活環境の調整、③更生緊急保護、④恩赦の上申、⑤犯罪予防活動、⑥精神保健観察、⑦犯罪被害者等施策等の事務を行っています。

### 保護司（※2）

犯罪をした人等の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じている特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪をした者等が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先等の帰住環境の調整や相談を行っています。

また、犯罪を予防するために「社会を明るくする運動」等の啓発活動を行っています。

### 更生保護女性会（※3）

更生保護に関する広報活動、地域の犯罪予防活動、犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動に協力する女性ボランティア団体です。

### BBS会（※4）

BBS（Big Brothers and Sisters Movement）は、「兄」や「姉」のような身近な存在として接しながら、少年が健全に成長していくことを支援する青年ボランティア団体です。

### 更生保護サポートセンター（※5）

保護司・保護司会を始めとする更生保護ボランティアが、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点です。その多くは保護司会が市町村や公的機関の施設の一部貸与を受けて、開設しています。経験豊富な「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

### 薬物乱用防止指導員（※6）

県の委嘱を受け、薬物乱用防止の啓発活動を行うボランティアの人をいいます。

### 矯正施設（※7）

刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を総称して矯正施設といいます。犯罪をした者等を収容し、改善更生のための処遇を行います。

### 地域生活定着支援センター（※8）

福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した人等が、安定した日常生活が送れるような生活の環境を整えるとともに、このような人を受け入れる地域社会づくりに取り組んでいます。

### 特別調整（※9）

受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる取組をいいます。

### 少年院（※10）

家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う矯正施設をいいます。少年の年齢や心身の状況な



どにより、第1種から第4種までの種類があります。

#### **少年鑑別所（※11）**

①家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別（※21）を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行う矯正施設をいい、各都道府県庁所在地等、全国52か所（分所8か所を含む。）に設置されています。

#### **広島法務少年支援センター（広島少年鑑別所）（※12）**

非行・犯罪の専門機関である少年鑑別所の専門性を生かして、地域の人の相談等に応じる際に使用する名称です。

#### **少年サポートセンター（※13）**

少年問題に関する専門組織であり、全都道府県警察に設置しています。少年警察活動の中心的な役割を果たす組織として、補導活動、関係機関等との情報交換や意見交換等を行っています。

#### **スクールソーシャルワーカー（※14）**

いじめや不登校など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家をいいます。

#### **生活困窮者自立支援事業（※15）**

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者に対し、自立の支援に関する措置を講じ、自立の促進を図ることを目的としています。

#### **協力雇用主（※16）**

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主をいいます。

#### **更生保護施設（※17）**

犯罪をした人や非行のある少年の中には、頼ることのできる人がいなかったり、生活環境に恵まれなかったり、あるいは、本人に社会生活上の問題があるなどの理由で、すぐに自立更生ができない人がいます。こうした人たちを一定の期間保護して（宿泊・食事の供与、生活指導等を行い）、その円滑な社会復帰を助け、再犯を防止するという重要な役割を担っている施設です。

#### **生活困窮者自立支援事業住居確保給付金（※18）**

離職等の理由により経済的に困窮し、住宅に住むことが困難となっている生活困窮者で、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められる者に対し支給する給付金をいいます。

#### **居住支援協議会（※19）**

住宅確保要配慮者への支援のあり方などを協議する場として、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立しています。

#### **更生保護（※20）**

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。

#### **鑑別（※21）**

医学、心理学、教育学、社会学等の専門的知識及び技術に基づき、対象者の非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上で、その事情の改善に寄与するため、処遇に資する適切な指針を示すことをいいます。

江田島市再犯防止推進計画

発行日 令和4年2月

発行・編集 江田島市福祉保健部社会福祉課

〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原 505 番地

電話 0823-43-1638

<https://www.city.etajima.hiroshima.jp>